

# 第3回「新しい公共」推進会議 提出資料

---

坪 郷 實

# □ 座長案に対して

---

## (1)「新しい公共」に係る政策の推進と評価のプロセスを実現する

\* 下記事項を追記

なお、上記の取組みを推進するため、「新しい公共」に関わる予算編成に関する指針等について検討し、提案する。

---

# □ 座長案に対して

---

## (3)「新しい公共」の担い手の活動基盤整備

\*下記のように修正

併せて、国内での「協同で出資、経営、働くワーカーズ・コレクティブ」、「社会的事業所」制度\*など、諸外国に見られる「ソーシャル・エンタープライズ(社会的企業)」や「社会的協同組合、ソーシャル・ファーム」の取組みなど、社会的目的・環境的目的の市民事業の実態調査をふまえて、「協同組合型」も含めて「出資型非営利法人制度」など、社会的企業等を支える環境整備のあり方について検討を進める。

\* 「社会的事業所」は、滋賀県、箕面市、札幌市などの自治体での取組み、Lチャレンジ(大阪)、わっぱの会(愛知)、ねっこ共同作業所(滋賀)などの事業所がある。

---

# □ 座長案への意見

---

「(2)市民セクター等と行政の関係のあり方」に関して

□市民セクター等と行政の連携や人材の相互交流

- 1999年に「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」が制定。公務と民間部門との人事交流は徐々に拡大。
- NPO・NGO(市民団体)、研究者等の人材の活用を図り、互いの文化を理解するため、同様の仕組み(制度)を構築する。なお、自治体においても同様の取組みがなされるよう促す。

◎「国・自治体と「新しい公共」との間の人事交流に関する法律(仮)」の制定、などを検討する。

---

# □ 座長案への意見

---

「(2)市民セクター等と行政の関係のあり方」に関して

## □「協働契約」について

- 公的資金を活用した活動を実施する際には、「委託契約」、「負担金」、「補助金」など、制度上行政との上下関係から脱却できない。
- 「行政との関係の新たな仕組み」のひとつとして、新たな契約、入札制度の構築のため、「会計法」や「地方自治法」の見直しが必要。
- 具体的には、入札における「総合評価方式」の「新しい公共」指標の導入を。

◎ 「市民事業契約」制度、「市民事業入札制度（市民事業総合評価方式）」の構築、など。

---

# □ 座長案への意見

---

「(5)「支え合いと活気のある」社会を新しい成長につなげる」に関して

□ 非常時等を想定したつながらり

多様なテーマの統合、多様な担い手の連携(以下は例示:災害・防災)

○災害=災害復興・防災など ○地域安全=交通・通学路など

○介護=高齢者など ○子育て=こどもなど ○国際交流=外国籍市民

○地域社会と学校 ○病院ボランティア=病人・医療機関など

○まちづくり=町並み・景観、生活空間としての道路など

○情報化社会=通信など

○一部の自治会・町内会のNPO化=地域住民、高齢者、こどもなど

⇒ 多様な団体が連携することにより、地域事情の把握には効果がある。

---

# □ 座長案への意見

---

「(5)「支え合いと活気のある」社会を新しい成長につなげる」に関して

## □ 中間支援を行う組織の強化を

- “つながり”を創出するには、仲介役となる組織が必要であり、専門的知識も持つ地域に根ざした団体が重要。
- 将来的には、地域に根ざした「中間支援」的な組織の構築や支援、協力のあり方を地域で検討する仕組みが必要。
- 「環境」や「福祉」、「まちづくり」などといったテーマでも、多様な組織、住民の参加が可能ではあるが、意識的に進めることが必要。

◎ 「新しい公共」の担い手をつなぐ、「中間支援組織」支援制度の構築、など。

---